

# 木造住宅耐震診断等経費補助金制度について

市は、市民の皆さんが住宅の耐震化を行うための耐震診断や耐震改修、住宅の建替え（耐震建替え）、耐震シェルター設置などの費用の一部を補助します。



## 対象事業および補助金額

- 耐震診断** 耐震診断士が行う、住宅の大地震に対する耐震性(安全性)の診断費用の3分の2以内かつ2万円以内(補強計画策定を含む場合は10万円以内)
- 耐震改修工事** 耐震診断の結果、補強の必要があると判断された住宅を、耐震改修工事によって地震に対する安全性を確保する場合に耐震改修工事費用の2分の1以内かつ90万円以内(補強設計・工事監理費用は3分の2以内かつ10万円以内)
- シェルター補強** 命を守る最低限の対策として、1階部分の寝室などに耐震シェルターや防災ベッドを設置する費用の2分の1以内かつ30万円以内
- 耐震建替え** 耐震診断の結果、耐震改修が必要であると判断された住宅を解体し、同一敷地内に新たに一戸建て住宅を新築する場合に、建て替え前の住宅の耐震改修費用相当分の2分の1以内かつ90万円以内(設計・工事監理費用は3分の2以内かつ10万円以内)。県産出材を10㎡以上使用の場合は10万円を加算
- 解体** 耐震建替えに伴う解体費用の一部を助成します。15万円または20万円以内  
※住宅リフォーム等助成制度の要件を満たす場合に該当になります

**対象住宅** 市内にある木造住宅(在来軸組工法のもの)で昭和56年5月31日以前に着工、または完成した地上階数2階建て以下のもの

**対象者** 対象建築物の所有者など

- ※耐震診断を行う前に市に相談が必要です  
※補助金を申請する前に工事(業務)に着手(契約や解体、確認申請などの手続きを含む)をしたものは対象となりません  
※この他にも要件がありますのでお問い合わせください



 くわしくは **建築住宅課** **建築指導係** ☎21-5197



# 長期優良住宅の認定制度について

市は、住宅を長期にわたり使用することにより、解体や除却にともなう廃棄物の排出の抑制、環境への負荷を低減、また、建て替えにともなう費用負担軽減を目的とし、長期優良住宅の認定業務を行っています。

市内で住宅を新築、または既存住宅の増築、改築を予定される方は、ぜひこの制度をご利用ください。

**対象住宅** 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定された認定基準を満たした住宅

**認定手数料** 一戸建て住宅で1万8000円から

## 税の特例など

長期優良住宅に認定されると、税の特例や住宅ローンの金利引き下げを受けることができます

- (例)○登録免許税：税率の引き下げ  
○固定資産税：減税措置適用期間の延長  
○住宅ローンの金利引き下げ：フラット35S において当初10年間金利引き下げ

受付期間 通年

 くわしくは 建築住宅課 建築審査係 ☎21-5197

「身に覚えがない請求がきたけど、どうしたらいいのかしら？」  
「訪問してきた業者と勢いで契約してしまったけど、いろいろ不安になってきた。誰か相談に乗ってくれないかな？」  
「食品ロス削減とか環境保全とかいわれているけど、私にできることはあるの？」  
「インターネットは使い方に気をつけないと危険だといわれるけど、どんなことに気をつければいいの？」



皆さんの生活の中でこのような疑問はありませんか。私たちの生活に密着した消費生活を安全で安心なものにするため、市は「消費生活基本計画」を策定しました。

この計画は、平成29年4月1日に施行した消費生活条例を基に「消費生活の安定と向上」を目標として、総合的かつ計画的に進めていくために策定した計画です。

## 主な内容は？ 基本方針を3つ決めました。内容の一部をご紹介します・・・

## 基本方針 1. 相談体制の充実

身に覚えがない請求が来たときなどの相談窓口はご存じですか？ 市は、消費生活センターを設置して、専門の知識を持った相談員が皆さんの相談に無料で対応しています。

もっと皆さんに消費生活センターを知ってもらい、相談先として活用してもらえるように周知を図ります。また、市民の皆さんへ多様な情報を提供する他、最新事例解決に向け、相談員のスキルアップを図ります。

## 基本方針2. 消費者が主役となって選択・行動できる環境づくり

消費者教育を受けたことはありますか？ インターネットトラブルや悪質商法などは、使用する際の注意点や手口を知ることによって防ぐことができます。

小中学校や地域などでより多くの方に出前講座などの消費者教育を行うことで、市民一人一人が主役となって選択・行動できる知識の普及および啓発を図ります。

### 基本方針③. 消費生活における安全・安心の確保

消費生活にとって「安全・安心」はとても重要です。市は商品表示の適正検査として店舗への立入検査を行っています。

消費者庁などからの情報の周知や、持続可能な社会へ向けての食品ロス削減・地球温暖化防止など、未来に向けた取り組みを推進します。

「食品ロス」って知ってますか？

まだ食べられるのに廃棄される食品のことを「食品ロス」と言います。日本の食品ロスは約621万トン(平成26年度推計)といわれています。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々にむけた世界の食糧援助量(320万トン…2015年)の約2倍です。国民一人一日あたりに換算すると茶わん一杯分のご飯の量に相当します。食品ロスの削減は家計の支出を減らし、ごみも減らすことにもなります。



昭和63年から毎年5月を「消費者月間」と定めています。今年度のテーマは「ともに築こう豊かな消費社会―誰一人取り残さない―」です。2000年に国連で採択された「ミレニアム開発目標」により、5歳未満で命を落とす子どもが減るなど多くの前進がありました。が、進展の陰に残された子どもがいることや、格差の拡大などカバールしきれない課題があることが分かりました。それを受け、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題について、すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」が国際目標として国連で採択されました。

消費者月間をきっかけに、当事者としての役割について考え行動してみませんか？ たとえば、食品ロスを減らすために、「食事を残さず食べる」「安いからと必要以上に買わない」など、できることから始めてみましょう。

\*\*\*\*\*  
5月は消費者月間です\*\*\*\*\*